

メルマガ発行者が絶対に守らなければいけない特定電子メール法

CORPORATE PROFILE

はじめに

【推奨環境】

このレポート上に書かれている URL はクリックできます。できない場合は最新の AdobeReader をダウンロードしてください。(無料)

<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

【著作権について】

このレポートは著作権法で保護されている著作物です。
下記の点にご注意戴きご利用下さい。

このレポートの著作権は作成者に属します。

著作権者の許可なく、このレポートの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

このレポートの開封をもって下記の事項に同意したものとみなします。

このレポートは秘匿性が高いものであるため、著作権者の許可なく、この商材の全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

著作権等違反の行為を行った時、その他不法行為に該当する行為を行った時は、関係法規に基づき損害賠償請求を行う等、民事・刑事を問わず法的手段による解決を行う場合があります。

このレポートに書かれた情報は、作成時点での著者の見解等です。著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、見解の変更等を行う権利を有します。

このレポートの作成には万全を期しておりますが、万一誤り、不正確な情報等がありましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

このレポートを利用することにより生じたいかなる結果につきましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

第1章:プロローグ

2008年12月より試行された法律についてのレポートとなります。
必ず、良くお読みになってからメールマガジンを発行してください。

特定電子メール法にはメルマガ発行者やアフィリエイトには
重要な問題となっています。

下記が総務省のホームページにおいてある特定電子メール法についての
パンフレットです。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/pdf/m_mai_l_pamphlet.pdf

※注意

私は法律の専門化ではなく、総務省に電話してお聞きしたことを私の考
えと共に記載しております。

最新の情報は総務省の HP からご確認お願いします。

2010/2/24 現在

第2章：特定電子メール法

(1)特定電子メール法条文

2008年12月からこの特典電子メール法というのが新しく改正されました。

このレポートでは、今後メルマガを使ってビジネスをしていく上で絶対に理解して置かなければならないこの特定電子メール法について、いったいどういうものか。というのを説明したいと思います。

まずは、こちらを参照してください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/pdf/h20kaisei_amendedtext.pdf

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

(平成20年改正法による改正後の条文)

と、いうものです。

もう少し分かりやすい書き方をしているのが、こちらです。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/pdf/m_mail_pamphlet.pdf

いずれにしろ、分からないという声が多くいただいているので、このレポートでは、さらに分かりやすく簡単にだれにでも分かるように説明したいと思います。

特定電子メール法

(2) 特定電子メール法とは

特定電子メール法とは、特定電子メール、つまり営利目的のメールマガジンを送信している人へ、厳しく取り締まるための法律です。

夢リタトリプルアローでは当然、営利目的のメールマガジンを発行することになりますので、すべての方が当てはまります。

これに違反した場合、**個人だと100万円以下、法人だと3000万円以下の罰金**が課されてしまいます。

ここで多い疑問が、
特定電子メールってなんだ？
何をしたら違法になるの？
というところですね。
これらをこれから説明していきます。

(3) 特定電子メールとは

そもそも特定電子メールってなんのことをさすのか
この疑問をお答えしたいと思います。

特定電子メールの定義は
SMTPを使用した営利目的、または広告、宣伝のためのメール。
よく分からないですね。

簡単に言います。
メールマガジンは全て当てはまると考えてください。
毎日の日記を書いたメルマガなどは当てはまりません。

と、言いたいところですが法改正後の特定電子メールでは
そのような一見営利目的ではなさそうなメルマガも特定電子メールに含
まれてしまいます。

特定電子メールに当てはまらないものは、
団体で使用しているメーリングリスト(メーリス)を使用した
団体固有の情報を発信するメール。

SNS(Mixiのようなもの)の機能を使った利用者への一斉配信。

これらは特定電子メールには含まれません。

しかし、一斉配信と同時に登録してあるメールアドレスにも同じ記事がいつてしまうような設定になっている場合は、特定電子メールとなります。

第3章：何をしたら違反なのか

この特定電子メールを使用しているメルマガジン発行者は特定電子メール法に違反するようなことをしたら、罰則が与えられてしまいます。

何をしたら違反なのか。ここで話したいと思います。

(1)発行者情報を載せないメルマガ

メルマガには必ず発行者の情報を記載しなくてはなりません。どのような情報を載せるのか具体例を次のページから書きます。

ここの部分はメルマガの末尾に記載してください。

● 氏名、または名称

これは、発行者が個人の場合は氏名を記載します。

必ず、本名フルネームで記載します。

ニックネーム、ペンネームなどではいけません。

ニックネームを既にメルマガで使っている方へ。
たとえばニックネームを【マサ】としているとします。

メルマガ本文などでは、マサと名乗っても大丈夫です。

しかし、発行者情報のところでは必ず本名を明かしてください。

発行者氏名：柴野雅樹

このような形で問題ないと思います。

発行者が団体の場合は、その団体名か法人の名称を必ず記載してください。

団体名を記載すれば、代表者名は記載する義務はありません。

具体例

発行者情報

株式会社ドリームスタイル

● 連絡先

これは、メールアドレスか電話番号、どちらかを記載します。

必ず読者が連絡を取れるものにしてください。

読者からのクレームや質問に対し、返信をしないであると違反の対象になります。

これはメール本文かもしくはリンク先にその情報を記載してください。

● 住所

これも必ず記載しなければいけません。

記載する場所はメール本文かリンク先ページです。

個人の場合は自宅の住所になります。

会社の名前を使用している場合は、会社の場所(事務所)の住所を記載してください。

※ 住所をローマ字や画像などにして検索エンジンにキャッシュされないようにすること、さらには見にくくすることは違反とは言えないようですが、見やすくしておく必要があるということと、PCだけではなく携帯端末からでも見れるようにしておく必要があるようです。

● 解除アドレス

これも必ず記載してください。

これはメール本文内に記載します。

ワンクリックなどでもなくても問題ないです。

(2)読者リストの管理

メルマガ発行者として、取得したメールアドレスの情報を管理しなくてはなりません。

読者一人一人の情報を管理しなくてはなりません。

管理しなくてはいけない情報とは

いつ、どこで、どのように取得したメールアドレスなのか。

という情報です。

これは、読者からクレームがあったときに、その読者に対し提示できるようにするためと、

警察から見せろと言われたときに、すぐに提示できるようにしておかなければなりません。

※これは2008年12月以前に登録されたアドレスについてはこのように管理しておく義務はありません。

12月以降に代理登録したアドレスを管理します。

例えば、
メルぞうの場合は、

<p>レポート情報を変更する</p>	<p>『メルぞう』に登録してあるレポートの情報を更新します。 また、レポートのダウンロード数が確認できます。</p>
<p>発行者情報を変更する</p>	<p>メルマガ発行者の情報を更新します。 New 人気HPランキングのサイトIDを設定できるようになりました。</p>
<p>アドレスをダウンロード</p>	<p>取得した読者アドレスをダウンロードします。 不定期でデータ削除がございます。詳細はメルぞう発行者通信にて、事前にご連絡致します。</p>
<p>詳細情報をダウンロード</p>	<p>読者アドレスを取得した日時、対象のレポート、紹介されたメルマガ等の詳細情報をダウンロードします。メルマガ発行者同士の交流などにご活用下さい。</p>

■TOPメニューへ > ■取得アドレス詳細情報をダウンロードする

<p>対象のメルマガジン</p>	<p>マサ流 ■ 脱サラネット起業で月収100万円と自由な時間を作った秘密 ▼</p>
<p>取得期間</p>	<p>2008 年 11 月 02 日 ~ 2008 年 12 月 02 日</p>

ダウンロード

期間を指定して、ダウンロードをクリック

843	2008/12/2 16:50	現役法律家が解説！改正特定電子メール法で迷惑メールにならない方法
844	2008/12/2 16:51	肩こり発解消無料レポート
845	2008/12/2 16:51	現役法律家が解説！改正特定電子メール法で迷惑メールにならない方法
846	2008/12/2 17:51	HIDE流～じっくりコト煮込んだアフィリエイト
847	2008/12/2 18:26	【アフィリエイト戦略編】値上げ前や販売停止前の「祭り」をアフィリエイターが意図
848	2008/12/2 18:59	【SEO 被リンク獲得のための無料レンタルサーバーリスト】
849	2008/12/2 19:00	【相場師の杖からみた為替相場】マネバカ通信 VOL.58
850	2008/12/2 21:26	初心者でもマサ流■勝 http://www.mag2.com/m/0000204359.html
851	2008/12/2 21:49	【夢リ夕】イ■タモリ式■勝 http://www.mag2.com/m/.html
852	2008/12/2 22:20	ヤフオク(オマサ流■勝 http://www.mag2.com/m/0000204359.html
853	2008/12/2 22:20	これは知らマサ流■勝 http://www.mag2.com/m/0000204359.html
854	2008/12/2 22:21	ヤフオクで]マサ流■勝 http://www.mag2.com/m/0000204359.html
855	2008/12/2 22:21	ヤフオクで]マサ流■勝 http://www.mag2.com/m/0000204359.html
856	2008/12/2 22:25	ヤフオク(オマサ流■勝 http://www.mag2.com/m/0000204359.html
857	2008/12/2 22:26	これは知らマサ流■勝 http://www.mag2.com/m/0000204359.html
858	2008/12/2 23:26	これは知らマサ流■勝 http://www.mag2.com/m/0000204359.html

いつ誰の協賛で読者を獲得したのか？
 などの情報が見れるようになっています。

取得したリストをダウンロード後の情報が見れる無料レポートスタンド
 を利用しておく必要があります。

又、レポートスタンドなどで（読者情報）ダウンロードした csv ファイル
 （エクセルのファイル）を必ず保管しておいてください。

下記画像はレポートスタンドの激増からリストをダウンロードする画面です。

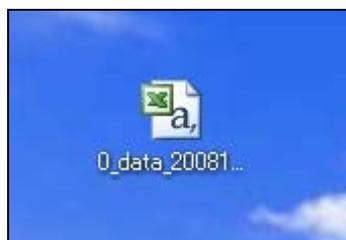
激増に登録されたメールアドレスをダウンロードします。そのままボタンをクリックすると、デフォルトで未ダウンロードリストをダウンロード可能です。

[<クリック> 業界初！初期費用0円！高性能！配信放題の「激メール」！ <クリック>](#)

取得リストのダウンロード	
日付指定	2008 年 11 月 28 日 から 2008 年 12 月 2 日 までのリストをダウンロード。 (例)日付範囲指定例 20070101 - 20070202
取得モード	未ダウンロードリスト (全未ダウンロードリスト数711件※表示の更新が遅れる場合があります)
対象メールマガジン	<input checked="" type="radio"/> 全マガジン <input type="radio"/> マサ流 ■ 脱サラネット起業で月収100万円と自由な時間を作った秘密 指定したマガジンからダウンロードします。

指定条件のメールアドレスをダウンロード

↓ 激増からダウンロードしたファイル



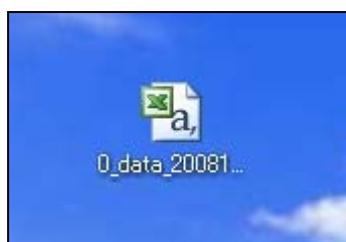
	A	B	C	D	E	F	G
1				レポート名	対象マガジ	拒否設定	取得時間
2				ど素人が50	マサ流■	那配信可	2008/11/28
3				【完全無料	マサ流■	那配信可	2008/11/28
4				『【夢リタ】	イマサ流■	那配信可	2008/11/30
5				『一日のお	マサ流■	那配信可	2008/12/1
6				あなたは稼	マサ流■	那配信可	2008/12/1
7				インターネット	マサ流■	那配信可	2008/12/1
8				夕方から輝	マサ流■	那配信可	2008/12/1

この様な、どのレポートからいつ協賛で登録されたのか？
 などの情報が載っていますので、

必ず保存しておいてください。
他のレポートスタンドも同様です。



この様なフォルダを作り



これではよく分からないので、



この様な、年月日とレポートスタンド名を入れて保管しておきましょう。



この様な形で月別に管理をしていきましょう。

現在、まぐまぐなどの無料メルマガスタンドでは読者の管理が一切出来ない状況にあります。

総務省に聞いたところ、これはまぐまぐの対応に任せるとのことでした。

まぐまぐが今までと何も変わらなかったら、まぐまぐ利用者は全て違反者となってしまいます。

メールスタンド、無料レポートスタンド共に、リファラー（どこから登録したのか？）などの登録情報がとれる様に改善されると思います。

逆にそういった対策がされないサービスは今後利用しない方がよいかもしれません。

コンビーズの場合は、いつ誰が登録したのかの情報はダウンロードする事ができます。
アスメルも同様です。

メール商人については解除後のアドレスもリストとして残るので、管理は上記二つよりも行いやすいです。
独自の CGI 等で配信される方は、注意してください。

3) オプトイン方式

オプトイン方式とは、読者の方に許可を得てメールマガジンを発行する
 ということです。

必ず、ブログやオプトインページにメールアドレスを登録すると、
 メールマガジンに登録されます。
 ということを記載してください。

ブログの例

夢リタアフィリエイト DVD 無料	
お名前 ※	<input type="text"/> (例) 柴野 雅樹 aaaなどの名前は削除します
メールアドレス ※	<input type="text"/> (例) mas11aki@yahoo.co.jp フリーメール以外をご登録ください
<input type="button" value="今すぐセミナー映像を見る"/>	
<p>この無料レポートをダウンロードされますと メールマガジンの柴野雅樹により「柴野雅樹の『夢リタ通信』～IT起業での成功法則～」に代理登録されます。(まぐまぐにて配信ID:0000204359) なお登録されたメールマガジンは、下記よりいつでも解除することが可能です。 http://blog.mag2.com/m/log/0000204359/ (「まぐまぐ！」が発行している公式メールマガジには登録されません)</p>	

特定電子メール法

こちらはブログの例ですが、必ず赤枠ないの様なメールアドレスを登録する方が分かる表記を書いてください。

オプトインページの例



今すぐ特別プレゼントを受け取る方はこちらからメールアドレスとお名前を入力お願いします。

夢リタアフィリエイト DVD 無料

お名前 ※ (例) 柴野 雅樹
aaaなどの名前は削除します。

メールアドレス ※ (例) cab@masaki@yehoo.co.jp
フリーメールアドレスはお止め下さい。

今すぐセミナー映像を見る

※※メールアドレスを登録されますとメールマガジン『夢リタアフィリエイトDVD無料通信』
(発行者:柴野雅樹)に登録されます。
解除はいつでも出来ますのでご安心ください。

通常直ぐにお届けできますが、稀にフリーアドレスですと届かない事が
ございますので、その場合はアドレスを変更してお申し込みください。

メールマガジンに登録されますと言うことを書いてください。

第4章：罰則について

特定電子メール法に違反した場合、罰則として
個人の場合は1年未満の懲役、若しくは100万円以下の罰金。
法人の場合は3000万円以下の罰金。

このような罰則になります。

しかし、基本的に違反者にはまず違反警告メールが届きます。

この警告メールが来た後も違反をしていた場合に
これらの罰則が与えられます。

しかし、警告なしに一発アウトという違反条件もありますので
気をつけてください。

一発アウトの条件とは
発行者情報を偽った場合です。

- メールアドレス、連絡先を他人のものを使用した
- 住所を架空のものにした
- 名前を偽った

このような場合、通達なしで直接警察が来ることもあります。

その他の違反については、まず警告が来ますが
このような警告も来ないように、しっかりとしたメルマガ発行者になってくだ
さいね。

第5章：無料レポートスタンドについて

特定電子メールを送信してもよいアドレスというのはオプトインであることが絶対条件です。

オプトインというのは、読者が同意しているという意味です。

しかし、この同意という点がとても曖昧なので例えば、無料レポートスタンドでの協賛登録されたアドレスなどはどうなるのか。など、分からない点があります。

総務省の方には、この無料レポートスタンドというのが知らなかったようなので、わざわざ調べてもらいました。

無料レポートスタンドが急に使えなくなるということはあまりなさそうですが、無料レポートスタンドに登録した後に悪質なメールがよく来るといことがあれば。無料レポートスタンド自体の今の仕組みももしかしたら無くなってしまいかもかもしれません。

これを避けるために、協賛アドレスについては注意を払いながらいきなり売り込みメールなどは辞めましょう。

まずは、お客様にメールマガジンに登録します。ということをお伝えした上で配信をしていくことが今後はベストだと考えられます。

第6章：まとめ

特定電子メール法に違反しないために

発行者情報をメール本文または文末に記載。

- ・氏名、または名称。
- 必ず、メール本文に記載。
リンク先に記載は不可。

・住所

メール本文、またはリンク先に記載。

・連絡先

メール本文、またはリンク先に記載
メールアドレス、電話番号を記載

・解除アドレス

メール本文に記載
ワンクリック解除でなくても良い。

読者アドレス管理

いつどこでどのように取得したかを保存して、いつでも取り出せるようにしておくこと。

オプトイン管理

ブログやオプトインページなどにしっかりとメールアドレスを登録すると、メールマガジンに登録されます。と記載を入れる

無料レポートスタンドの協賛アドレス

いきなり売り込みをかけずにしっかりと、協賛リストとして取得しました。と言う初回メールを打ち、不要な方は直ぐに解除して貰うようにする

以上で特定電子メール法についてかならず厳守してメールマガジンを発行してください。

また、今回のこのレポートの内容はこちらに何度か問い合わせ、総務省の役員の方に直接聞いたことをそのまま書いています。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
分からないことがあれば、こちらにお問い合わせをしてみてください。

【連絡先】

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
(担当: 神谷主査、戸部官)

電話 : 03-5253-5487(直通)

FAX : 03-5253-5948

E-mail : antispam/atmark/soumu.go.jp

(迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。)

※ 上記アドレスへの広告宣伝メールの送信禁止

今回このレポートでは、条文の内容を簡単に説明しましたが必ずこちらは目を通してください。

こちらの条文はメルマガを発行するのですから必ず目は通してください。知らないでは済まされません。

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び特定電子メールの送信等に関するガイドライン案に係る意見募集

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080916_2.html

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び特定電子メールの送信等に関するガイドライン案に係る意見募集の結果

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/081114_3.html

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則は下記サイトにおいて公開されています。

http://www.soumu.go.jp/menu_04/s_hourei/new_hourei.html#shourei

※ 総務省ホームページより引用

柴野 雅樹

ここは裏表紙です。
レポートタイトルや作者名、最後のメッセージなどを入れましょう。

CORPORATE PROFILE